

平成 15 年 3 月 26 日

登録責任医師
移植担当医師
連絡責任医師 各位

財団法人 骨髄移植推進財団
移植調整部

ウエストナイルウイルスに関する対応について(通知)

骨髄バンクの推進につきましては、日頃よりご協力賜り深く感謝申し上げます。

さて、このたび厚生労働省より平成 14 年 10 月 29 日付厚生労働省健康局疾病対策室長通知健臓発第 1029001 号「造血幹細胞移植における問診強化について」及び平成 15 年 3 月 18 日付厚生労働省健康局疾病対策室長通知健臓発第 318001 号「造血幹細胞移植における「ウエストナイル熱・脳炎」の取扱いの一部改定について」により、別紙内容の行政指導を受けました。骨髄採取前 3 週間間にウエストナイル危険対象地域に滞在、又は渡航した場合は骨髄採取を原則禁止するというものです。これを受け当財団ではドナーの海外渡航予定を確認し、骨髄採取前に海外渡航されるドナー候補者について、別紙^{文書 1}の対応をすることに決定いたしました。

ドナー候補者に対しましては、骨髄採取前の海外渡航はお控えいただくよう従来より説明しております()が、今回決定した対応策は、やむを得ず渡航が必要になった場合のものであります。

つきましては、別紙ご確認の程お願い申し上げます。

また、併せて海外ドナー(NMDP ドナー)の対応につきましても別紙でご確認の程お願い申し上げます。

ドナーへの説明方法

別紙^{文書 2}を、最終同意確認後にコーディネーターからドナーの方にお渡しし、内容に沿ってコーディネーターが説明いたします。

ただし、既に最終同意面談が終了しているドナーは、事象発生時に個別対応とします。

国内ドナーとのコーディネートにおける対応

- 1.開始日 本日以降、海外渡航情報が得られたもの。
- 2.内 容

骨髄採取予定日を基準に 21 日以内に海外渡航（米国等のウエストナイル危険対象地域）が予定されていることが判明した場合、判明した時点で移植担当医師に渡航先（地域 / 期間等）の情報をお伝えします。

の情報を基に移植担当医師側で**移植中止 / 移植日程再調整のいずれかを選択**していただきます。やむをえず予定通りの日程での移植実施を選択せざるをえない場合はドナーの帰国後、厚生労働省指定の検査機関にてウエストナイルウイルス検査(PCR 法等)を実施します。(費用は患者様のご負担となります。検査機関によって費用は異なります。)

検査の結果、**陽性の場合、採取 / 移植は中止、コーディネート終了**とします。

- 3.採取後対応（採取に至った場合）

骨髄採取後ドナーに下記に該当する所見が認められた場合、移植担当医師にご連絡いたします。
発熱（39 以上）・頭痛・筋肉痛・時に消化器症状・リンパ節腫脹等の症状があった場合

海外ドナーとのコーディネートにおける対応

過日、概要はご説明させていただきましたが、以下に詳細をお知らせいたします。

- 1.開始日 前回の一斉通知送付時（03/1/17 付）よりすでに実行されています。
- 2.対 象

National Marrow Donor Program(= NMDP)の選定ドナーのうち、**米国ウエストナイル危険対象地域在住であり、術前健診の適格性が判定された全ドナー**（他国汚染地域については事案発生時にご相談申し上げます）

- 3.検査実施から報告まで

術前健診において適格性の判定が出た後、NMDP がドナーの pre-collection sample を採取。

FedEx にて厚生労働省指定の検査機関（東京都立衛生研究所）へ検体を輸送。

検査機関にてウエストナイルウイルス検査（PCR 法）を実施。所要日数は数日の予定。

検査結果は日本骨髄バンク(= JMDP)を通して移植施設へ報告。

検査の結果、**陽性の場合、採取 / 移植は中止、コーディネート終了**とします。

* 検査実施と前処置開始のタイミングなどについては、調整時に随時ご説明させていただきますのでご了承ください。

- 4.検査費用

患者様のご負担となります。おおよそ¥20,000 ほどになるとお考えください。

注意事項

- * ウエストナイルウイルス陽性のため中止になった場合、財団では「緊急コーディネート」の**対象外**と判断されます。したがって各移植施設で代替策をあらかじめご検討ください。

ドナー候補者の皆様へ

財団法人 骨髄移植推進財団

海外渡航についてのお願い

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は骨髄バンク事業にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、骨髄移植推進財団では、ドナーとなられる方の健康を守るため、また骨髄移植を受ける患者さんの安全性を高めるため、いくつかの条件を設定しています。

当財団ではドナーの方に骨髄採取前の海外渡航については出来るだけお控え頂くようお願いしておりますが、このたび厚生労働省より平成 14 年 10 月 29 日付厚生労働省健康局疾病対策室長通知健臓発第 1029001 号「造血幹細胞移植における問診強化について」及び平成 15 年 3 月 18 日付厚生労働省健康局疾病対策室長通知健臓発第 318001 号「造血幹細胞移植における「ウエストナイル熱・脳炎」の取扱いの一部改定について」により、別紙内容の行政指導を受けました。骨髄採取前 3 週間以内にウエストナイル危険対象地域に滞在または渡航した場合は、骨髄採取を原則禁止するというものです。これを受け当財団では、ドナーの海外渡航予定を確認し、骨髄採取前に海外渡航されるドナー候補者について、下記の対応をすることを決定いたしました。

皆様のご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

敬具

記

・海外渡航についてのお願い

骨髄採取前の海外渡航についてはお控えください。

・お仕事などでやむを得ず海外渡航される方へ

この場合は、**必ず担当コーディネーターもしくは事務局までご連絡ください。**その際、次の点について確認させていただきます。

渡航先および期間(米国の場合は、州名までお願い致します)

帰国予定日

財団では、この情報が得られ次第、次の対応を速やかに実施させていただきます。

渡航歴(先)や期間は患者主治医に情報提供します。

米国の場合は、州名までお知らせします。

患者主治医側の意向で採取日程の再調整をご相談させていただくことがあります。

また、米国等のウエストナイルウイルス危険対象地域から骨髄採取予定日の 21 日以内に帰国された場合は、採血をさせていただき、ウイルスの有無(検査)を確認します。(主に、採血は骨髄採取予定施設にて実施します。)

その結果、陽性であれば、骨髄採取は中止としコーディネーターは終了となります。

以上ご確認の程お願い申し上げます。